

静岡県訓令第5号

本 庁
出先機関

静岡県事務決裁規程（昭和39年静岡県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月22日

静岡県知事 川 勝 平 太

別表第2（その1）環境局の部水資源課の款静岡県地下水の採取に関する条例の項の次に次のように加える。

静岡県水循環保全条例	1 第8条第2項、第15条第1項及び同条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）並びに第16条第1項及び第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）に係る事項	○				
	2 第20条に係る事項		○			
	3 第15条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第16条第3項及び第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）、第17条第1項、同条第4項及び第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）並びに第7項、第18条第1項、同条第5項及び第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）並びに第7項、第19条第1項から第3項まで、第21条並びに第22条に係る事項			○		

静岡県水循環保全条例施行規則	1 第5条第10項に係る事項			○		
----------------	----------------	--	--	---	--	--

別表第2（その1）医療局の部医療政策課の款地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例の項の次に次のように加える。

地方独立行政法人静岡県立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める条例	1 第2条に係る事項		○			
--	------------	--	---	--	--	--

附 則

- 1 この訓令甲は、公表の日から施行する。
- 2 この訓令甲による改正後の別表第2（その1）環境局の部水資源課の款静岡県水循環保全条例の項及び静岡県水循環保全条例施行規則の項の規定は、令和4年7月1日から適用する。